Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-26

清末民初期における上海閘北地域の都市整備について : 英米共同租界との関係において

村田, 省一

(Citation)
海港都市研究,創刊:133-143

(Issue Date)
2006-03-24

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/80030012

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/80030012

KOBE UNIVERSITY

清末民初期における上海閘北地域の都市整備について

― 英米共同租界との関係において ―

村　田　省　一
（MURATA Shoichi）

1．本稿の意図

1843年（道光二十三年）の上海開港以降の、上海の中国側地域における道路や水道、衛星事業といった都市整備については、従来の研究では帝国主義的な租界側と民族主義的な中国側との対立を強調したものが多い。しかし、確かに両者間に対立はあったものの、中国側の都市整備は租界側からの肯定的、または否定的な双方の影響の下に進められ、両者は互いに複雑な影響を与えていたと見ることが出来る。今回はその一例として、清末民初期における上海閘北地域[1]の水道事業の事例を挙げながら論じたい。

2．上海閘北地域の都市整備に関する先行研究

上海閘北地域は清末から民初にかけて、英米共同租界（以下、共同租界）による併合の対象とされ続けた地域である。当時の閘北地域の共同租界への編入をめぐる顛末について、以下に簡略に述べる。

1899年（光緒二十五年）の上海共同租界拡張後、イギリス外務省と共同租界工部局は租界のさらなる拡張を志向した。そのため上海県と宝山県の境界地帯にあたる閘北が以後の共同租界拡張の焦点となった。これに対し閘北の紳商層は民弁の市政組織である閘北工程総局を1900年（光緒二十六年）に設立し、自ら都市開発に乗り出すことで共同租界工部局に対抗しようとした。これは両江総督周馥の協力を受け1906年（光緒三十二年）に道台瑞澄を督辦とする上海北市馬路工巡総局となり、官弁組織として都市開発、主権保護を行うようになる。1908年（光緒三十四年）から共同租界工部局はたびたび駐上海領事団、駐北京公使団を通じて清朝政府、民国政府に閘北の共同租界への編入を要求し、そのたびに閘

1 閘北地域は現在の上海市閘北区一帯に相当する。蘇州河以北の、清末から民国初期にかけての上海県と宝山県の県境地帯にある地域だが、清末民初期においてはこの地域における県境は必ずしも明確では無かった。

北の紳商層、市政組織は反対運動を起こした。1914年からの編入交渉の際には民国政府は租界内の国民党員を取り締まるために閘北編入に妥協的な態度を取り、閘北側の反対にも関わらず1915年1月からの外務部、滬海道尹楊晟と駐上海領事団との協議で3月に閘北編入が合意される。しかしこの合意を世論の反対を受けた北京政府が履行せず、結局閘北編入は実現しなかった。

閘北地域に対する先行研究はこの事と、清末民初における閘北地域の都市整備、市政整備を関連付けている。

閘北における都市開発と自治運動の展開について、小浜正子は『近代上海の公共性と国家』の中で、その概略を取り上げている。小浜氏は、閘北地域について「20世紀初頭から市街化が進み、租界当局が租界の拡張をもくろんでいたため、これを防ごうとした地域エリート達が、早くも1900年から民辦の閘北工程総局をつくって都市建設を進めた地区である。」とした上で、「いったん官辦の閘北巡警総局に代わったが、1909年からは上海城自治公所の下で地方自治が行われ」[2] たと、辛亥革命以前の閘北の都市建設、地方自治について紹介している。ただ、この指摘は先行研究や一次史料の中の、閘北についての記述をなぞったものに留まっている。特に、市政機関の民弁から官弁への交代の意味や、官弁の市政機関の閘北管理の性質、限界といった点には触れずに終わっている。一方、辛亥革命後の閘北市政については、小浜氏は、「民国成立後は閘北市政庁が都市行政を担当した。閘北市政庁は蘇州河の南岸との間を結ぶ橋を鉄橋に掛け替えるなど、地域の振興に大いに寄与する。」とした上で、「翌1913年、大統路にあった旧粥廠を拡張して閘北慈善団が開設された。(中略) 市政庁と慈善団は密接な関係の下に、それぞれに閘北の公共的機能を果たそうとしていたのである。」[3] として、閘北市政庁による都市建設と、閘北慈善団による慈善事業の役割を強調している。しかし、閘北市政庁の問題点、特に共同租界からの閘北編入の圧力が閘北側に与えた影響については触れられていない。

小浜氏以前の先行研究としては、劉恵吾著『上海近代史』や、蒯世勛「上海公共租界史稿」が挙げられる。まず『上海近代史』では、清末期の共同租界側の閘北編入の動きについて、「(1901年) 10月、工部局は上海道台を脅迫して、租界の西側に接する土地を中国人商人や紳商から買収する許可を得て、越界築路を建設する許可を得た。(中略) ただ、工部局の主要な拡張目標は、租界の北側で日々発展していた閘北と、宝山県境であった。」とした上で、「19世紀の90年代末に、閘北地方の紳商は資金を集めて市政建設を開始した。(中略) (1907年)、上海では巡警の設立が始まり、上海道台瑞澄を巡警督弁とし、道台員汪瑞闓を巡警総弁に任じ、閘北工巡総局を改名して上海巡警総局と、閘北の市政を継続し

2 小浜正子『近代上海の公共性と国家』研文出版、2000年。p.73.
3 『近代上海の公共性と国家』p.73.

て当たらせた。」[4] とし、共同租界側の閘北編入への動きと、閘北における市政の展開を関連付けている。また、「当時、米貨ボイコット運動と大閘公堂問題が起きてから日が浅く、人民の反帝国主義感情が高潮し、植民地当局の蛮行は広大な群集の強烈な反抗に遭遇した。」[5] として、閘北側の反帝国主義的な側面を強調している。ただ、『上海近代史』においても、清末期の閘北の市政の展開については表層的な指摘に留まり、租界側の閘北編入への動きについても、踏み込んだ考察はあまり見られない。民国初期における閘北市政の展開についても、『上海近代史』では清末から民国初期にかけての閘北の発展について触れた後、閘北における衛生、学校事業の進展、辛亥革命後の閘北市政庁による都市建設について述べている。[6] ただ、これもやはり表層的な指摘に留まる部分が多く、各問題に対して踏み込んだ考察については薄いという印象を受ける。租界側の動きについても、二次革命等と関連させて閘北の編入を強硬に図ったとされるが、[7]「上海人民の強い反対の下、租界側の今回の拡張計画は達成されなかった。しかし植民者側の閘北への野心は消えず、租界拡張とそれに反対する争いは継続した。」[8] とされ、当時の閘北の情勢について、植民地対反帝国主義という、二項対立の図式を取るに留まっている。

蒯世勛「上海公共租界史稿」においては、閘北問題について、外交的な遣り取りを詳述している。[9] ただ、閘北の市政の展開と、閘北の共同租界編入への動きについて、踏み込んで関連付ける観点は薄いという点では、前二者とあまり変わらないと言える。

以上、清末民初期の閘北地域における都市整備、市政整備の先行研究について述べたが、閘北の水道事業については、その発展について共同租界との関連から分析した先行研究は私見ではさほど見られない。

3．開港から清末民初期に至るまでの上海における水道事業

開港後の上海における水道事業は、光緒六年（1880年）にイギリス資本の上海自来水公司が共同租界の水道会社として設立されたことに始まる[10]。租界での水道事業は元々衛生

4 劉恵吾主編『上海近代史　上巻』華東師範大学出版社、1985年。pp.324-325.
5 『上海近代史　上巻』p.326.
6 『上海近代史　上巻』pp.394-395.
7 『上海近代史　上巻』pp.396.
8 『上海近代史　上巻』pp.396.
9 蒯世勛「上海公共租界史稿」（『上海公共租界史稿』上海人民出版社、1980年）pp.478-496.
10 浄水場は1883年（光緒九年）に黄浦江下流の楊樹浦に作られた。これは中国側地域を避けて水道管を浄水場から租界に通す為の措置であったという。菊池敏夫・日本上海史研究会編『上海職業さまざま』勉誠出版、2002年。p.130.

対策と関連していた。長江や黄浦江の水は衛生的でないと租界側では認識され、上水道の整備が望まれたのである。こうした衛生、水道事業は租界内の上流階層の中国人住民から歓迎された面もあったが、一方では衛生関係の規制をめぐっての租界側と中国人住民側との衝突や、中国側の既存の同業団体が水道事業に反対するといった面も見られた。租界側と中国人住民側との衛生事業をめぐる対立は、中国人住民側が租界の影響を受けて欧米的な衛生感覚を次第に受容していくなかで、租界内では次第に見られなくなるのだが、その一方で、前述した19世紀末からの共同租界拡張問題が生じる中、上海の中国側地域では衛生、水道事業をめぐって租界側との主導権のせめぎあいが起きる。これは上海の中国側地域の指導者層である紳商層が、租界で発達した欧米的な衛生、水道事業とその観念を受容した結果でもあった。[11]

4．上海閘北水電廠の設立と、共同租界側に与えた影響

こうした租界側の給水事業に対して、中国側地域（華界）にも光緒二十三年（1897年）に上海内地自来水公司が[12]、宣統二年（1910年）に閘北水電廠が設立され、上海における水道事業において上海自来水公司と競うことになる。光緒三十一年（1905年）からは、共同租界外でも共同租界工部局が管理する道路、すなわち越界築路に面する地域に対して共同租界側から上海自来水公司によって給水事業が始まり、光緒三十四年（1908年）からは閘北地域に対しても、租界側からの給水事業が開始された。しかし、こうした租界側の、租界外への給水事業の背後には、共同租界拡張を図る共同租界工部局（以下、工部局）側の思惑があった。

工部局側は、租界外への給水の際に、給水地域に対して独自の住所札を設置し、また、給水を受ける越界築路地域とその周辺の住民に対して、土地税を課した[13]。閘北への給水事業が始まる際もこの傾向は変わらず、租界側と中国側との間で問題となる。先行研究の

---

11 以上の上海租界の19世紀における給水事業の性質に関しては、Bryna Goodman, “The Politics of Public Health: Sanitation in Shanghai in the Late Nineteenth Century, ” review of *A Wilderness of Marshes: The Origins of Public Health in Shanghai, 1843-1893,* by Kerrie L. Mac Pherson, *Modern Asian Studies,* 23 (1989), pp.816-820 を参照。

12 この際に、上海内地自来水公司は工部局の許可も受けて営業を開始したようである。「当局は中国現地側の会社に対し、水道事業を興し、ヨーロッパ的計画に基づいて上海市街に水道を供給する事を許可した。」京セラ文庫『イギリス議会資料』より *“Diplomatic and Consular Reports China Report for the year 1897 on the trade of shanghai, with Soochow and Hangcow. 1898”* p.16.

13 上海租界志編纂委員会編『上海租界志』上海社会科学院出版社、2001年。p.383.

指摘するところによると、

工部局の規定に基き、およそ華界の住民で（共同）租界の水道を利用するものは必ず租界の住所札を校訂しなければならず、租界の巡捕捐を納めなければならなかった。1906年（光緒三十二年）、新疆路の南林里と天宝里が租界の水道に接続して用いるようになると、工部局はこれを理由に租界の住所札を校訂した。これは地方人士の反対に遭い、上海道の交渉を経て正式な租界の住所札は取消され、替わりに水電の住所札が置かれた。しかしその水電の住所札もまた工部局捐務処が校訂したもので、自来水公司の校訂したものではなかった。1908年（光緒三十四年）、宝山路の宝興路が華界の境界に面していた事から、租界の水道に接する為、工部局はこの地も房租の6％分を界外巡捕捐として納める様に強く主張した。閘北の人民は自来水公司を組織することについて討論し、英資本の上海自来水公司に毎日12万ガロンの水を供給することで、巡捕捐を免れようとした。上海自来水公司はこれに賛同する返事をしたが、工部局はなお巡捕捐の納付を主張した。なぜなら巡捕捐の額は毎年28万両の巨額に達し、越界築路の警察費用の支出を維持するのに当てられていたからである。上海自来水公司は工部局のこの主張は公司と工部局の合同章程に違反するのみならず、公司の営業発展を妨害するものだと認識し、1911年（宣統三年）にイギリス領事法廷に訴えて勝訴を得た。[14]

とある。ここからうかがえるのは、工部局側にとって、租界外、特に閘北への給水と、越界築路地域の維持管理、そして租界拡張の三つは互いに結びついていた、という点である。越界築路はそもそも、租界拡張の前段階として行われたものである。租界外の閘北地域への給水事業は、一方では住所札の設置を通じて租界拡張の準備を進め、また一方では、越界築路地域を維持管理するための貴重な資金源となっているのである。こうした工部局側の動きに対して、閘北の紳商側は独自に水道事業を興して対抗する事になる。それは一方では、前掲の通り、共同租界側からの納税要求を防ぐためであり、一方では、水道事業を通した租界側の主権侵害、閘北を共同租界へ編入しようとする目論見に対抗するためであった。[15]

---

14 上海市政協文史資料委員会編『上海文史資料存稿彙編　8巻』、上海古籍出版社。2001年。pp.61-62.

15 『上海県続志』成文出版社、1974年。巻二、水電、p.242.
「閘北水電廠在舢舨廠新橋北潭子湾，英商水電営業恆侵入租界之外，総督張人俊以地方人士有保守主権之請，檄行巡道蔡乃煌撥借官款照會邑人李鍾珏創辦，是廠経始於宣統二年三月，落成於三年九月。」
「閘北水電廠は舢舨廠の新橋の北、潭子湾に在る。イギリスの水電会社（上海自来水公司）の営

こうして、宣統二年（1910年）から閘北水電廠が水道事業を始め、閘北地方への給水を開始した。閘北水電廠は開業当初は、毎日約9000立方メートル分の水を給水したという[16]。しかし、清末から民国初期にかけての閘北水電廠の事業は2つの困難に直面していた。一つは、越界築路地域とその周辺への給水をめぐっての、共同租界工部局側との対立であり、もう一つは、資金難の問題であった。ただ、後者の資金難の問題については今回は詳述はしない。[17]

越界築路地域における閘北水電廠と工部局側の対立であるが、そもそも19世紀末から共同租界側には、隣接する閘北地域を租界に編入しようという動きがあり、越界築路地域においては水道の他にも警察権や行政区画をめぐっての、中国側と租界側との衝突が清末から民国初期には発生していた。閘北をめぐるこうした状況と、閘北水電廠の事業、特に今まで共同租界側から行われていた越界築路地域とその周辺への給水事業は密接に結びついていた。

閘北水電廠からの給水では、工部局から課せられる水道関連の税がかからないという点は実際北四川路の越界築路地区のとその周辺の住民に少なからぬ影響を与えた様である。そのことは共同租界工部局の、越界築路政策にも影響を与えた。

Sir Havilland de Sausmarez についての審判が、最近の調停の進行についての逐語的な写しと共に提出された。それから、越界地域における工部局の徴税に対して不利な決定が下される事の影響についてや、租界外の住民から過去五年間に徴収された税金の払い戻しについての要求が出る可能性について、いくつかの議論が為された。董事会議長は、工部局は現在の問題に関しては上海自来水公司側を支持していると述べ、また、会社側の同意があれば、現在の住民との協議も有効となるであろうと述べた。今回の審判の広報については全体的に賢明な考慮が為される。[18]

業が租界の外を侵食し、両江総督張人俊は地方人士の主権保守の請願を出していることから、蘇松太道（上海道台）蔡乃煌に命じて官款を発させ、上海県人李鍾珏（平書）に創弁を文書で命じた。この水電廠は宣統二年に始まり、同三年に落成した。」

16 『上海文史資料存稿彙編　8巻』p.63.

17 閘北水電廠の設立の際、日本の大倉組から融資を受けたが、辛亥革命後の政治的な混乱の中で閘北水電廠の財務が悪化し、大倉組による水電廠の接収の話が一時持ち上がった。閘北水電廠の借金については、江蘇省が借金を肩代わりする代わりに、閘北水電廠を江蘇省弁とする事で、一応の解決を見た。ただし、これに伴い、閘北水電廠内での汚職が悪化するという新たな問題が生じる事にもなった。

18 上海市档案館編『工部局董事会会議録』上海古籍出版社、2001年。1911年5月31日

5．工部局側の対応の変化

前述の通り、越界築路における工部局の徴税については法廷闘争となり、徴税を中止するようにとの判決が下っている。この判決を受けて工部局側も対応に迫られるのだが、工部局はすぐに越界築路における徴税をあきらめたわけではなく、むしろそのことへのこだわりを見せていた。

会議で上海自来水公司からの書簡が読まれた。そこでは租界外での、譲歩協定の範囲外である三つの道路についてほのめかしている。その道路の内、一つは老呉淞路であり、この地の所有権については40年来不明確となっている。あと二つの道路については、工部局は工部局に属する道路の支路であると認識している。この二つの道路には水道の本管の支管が敷設されている。会議では、閘北水電廠の特徴的な位置、すなわち中国側は租界外においては上海自来水公司と水道供給の競争を決心していることを示していると指摘され、このため、租界の拡張は上海自来水公司の利益をただ保証すると指摘された。会議ではこの点について述べた書簡を送ることを決め、上海自来水公司に対してはこの地区における、6パーセント税の徴収における工部局との協力の義務から後退しないよう強く希望すると表明した。[19]

董事会議長は、上海自来水公司の事務官から電話を受け、その中で事務官は公司と工部局との間の友好関係が続くことを期待すると述べた事を明らかにした。議長は彼にこの点について保証し、さらに工部局からの手紙についての理由として、公司が今も、そして今までもある越界築路における徴税の停止に寄与する対策を図っているからであるとし、こうした考えの方向性は工部局董事会の了解できる物ではないとした。[20]

しかしながら、経済性の問題から、徴税が上海自来水公司に不利に働くことを工部局側も無視することは出来ず、結局工部局は北四川路の越界築路地域とその西側での徴税を断念せざるを得なくなった。

董事会議長は上海自来水公司の技術長の訪問を受けたと述べ、その中で技術長は、北四川路と、鉄道隣接地域の幾つかの大口顧客が、閘北水電廠から4パーセントの料金値引きを持ちかけられたことや、工部局への納税を嫌って、閘北水電廠に乗り換える場合

19 『工部局董事会会議録』1911年8月9日
20 『工部局董事会会議録』1911年8月23日

が増えていると指摘した。Wood氏はこれに対抗して3パーセントの値引きを望み、また、工部局が上海自来水公司に協力して、工部局の徴税についても同じ条件を付けるのを許可して欲しいと要請してきた。議長は、徴税はいかなるばあいでも忌避されるとほのめかした上で、工部局のあらゆる能力の範囲内で閘北水電廠の売上を減らすのは、工部局の利益となるだろうと述べ、さらに、将来的には、このことはより良い条件の下に置かれるかも知れないと述べた。この報告の後の討論でFigge氏は、中国側は彼らの民族的な事業を維持する為の強力な努力をしてくるだろうと述べた。同時に工部局は全員一致でWood氏の要請を許可することにした。また、Wood氏が、免税はいかなる条件でも適用されるべきだとの意見を受け、越界築路地域と、北四川路の西側の地域の中国人建物に対しても、工部局の水道税を免除することが指示された。[21]

6．工部局側の妨害と閘北水電廠の限界

その一方で工部局側は、閘北水電廠は主に租界の北に接する越界築路において、上海自来水公司と水道事業を争う存在であると認識しており、租界が閘北に拡張されれば、この争いは上海自来水公司の勝利に終わるとして、租界拡張と水道事業を直接結び付けて認識していた。そして北四川路の東側にある、工部局が実効支配をする越界築路地域に対する閘北水電廠からの給水については、越界築路地域に対する工部局の管理権を盾に、あくまでこれを妨害する態度を取った。

董事会のGray議長は以前、租界領事裁判所の成員と会見し、そこで彼らにある申請書について話した。その主な内容は、閘北水電廠の水道管に接続する事を望んでいる家屋はオーストリア人のVizenzinovich氏の所有である、という事である。議長は出席者から、申請書に対して以下の様に返答すべきだと提案を受けた。すなわち、「もし、閘北水電廠の主水道管が呉淞路内の北四川路の下を通過する問題が解決しないのなら、工部局はこの申請について考慮しない。」と。（中略）議長は、「工部局がこの事において持つ主要な目的は、閘北水電廠が北四川路より東の地域において水道管を敷設するのを阻止する事にあり、Fraser氏が行っている努力は正にこの目的を達成する為の物である。Fraser氏の交渉がうまく運ばなければ、それは工部局董事会の責任となる。」と表明した。[22]

---

21 『工部局董事会会議録』1912年1月5日
22 『工部局董事会会議録』1912年7月24日

閘北水電廠は、水道事業を軸に閘北地域への影響力の拡大を図る共同租界側の政策に対抗する形で始められた。（もっともその前提には、租界地域における水道事業の成功に中国側が倣った面がある。）越界築路地域における給水権の「奪還」を目指す閘北水電廠は、主に料金面から共同租界側に水道事業を巡って対抗し、そのため工部局は越界築路地域の管理の軸であった水道税を手放さざるを得なくなった。しかしその一方で、工部局側は将来の閘北地域の共同租界への編入を見越して、閘北水電廠の業務拡大を妨害する立場を崩さず、閘北水電廠は越界築路地域における水道事業を思う様に伸ばす事が出来なかった。

7．閘北水電廠から見る清末民初期の閘北地域、上海の都市整備の特徴

閘北地域における水道事業の開始と発展は、閘北地域の発展と水道需要の増加のみならず、共同租界側の水道政策が、閘北の共同租界への編入の動きと連携して行われた事が契機となっている。閘北水電廠は単に中国人の手による水道事業の運営を目指したのみならず、水道事業にかこつけた租界外での税徴収といった「主権の侵害」や、さらにその延長上にある共同租界拡張への目論見に対抗することを意識していたと考えられる。そして共同租界側の影響を免れ得なかった閘北水電廠は、共同租界側の政策にも影響を与えつつも、共同租界側の規制の下でのいびつな成長を余儀なくされた。

（その一方で、閘北側と共同租界側で、閘北地域への給水事業において協調をする動きもあった。閘北水電廠の設立当初から、共同租界側の上海自来水公司と閘北水電廠の間には、協力を模索する動きがあったのは前述した。その後、両者の間に協力関係があったのかについては、1924年以降については「商辦閘北水電股份有限公司第八届業務報告　民国二十年度」よりうかがうことが出来る。この中の表によると、1924年には閘北水電廠から供給された年間約300万立方メートルの水の内、約半分が上海自来水公司から購入して給水に充てたものであるという。1925年以降は閘北水電廠自身の浄水場から給水する水量が大幅に増え、1931年には年間約1400万立方メートルに達した。一方で上海自来水公司から購入する水量は1926年の300万立方メートル弱が最大のもので、1927年以降は上海自来水公司から購入する水量は急減していき、1931年には殆ど無くなっている。1920年代におけるこうした両者の関係は、主にこの時期における閘北地域の工業化と密接な関係があると推測される。閘北地域での水需要の急増に対し閘北水電廠のみでは対応しきれず、上海自来水公司からの間接的な給水が求められた可能性があるが、詳細については今のところ不明である。また、越界築路地域における給水権の返還交渉が進む中で、閘北水電廠側が上海自来水公司に対し、こうした地域への給水権が完全に中国側に移行するまでの過渡的な措置として、従来どおりに上海自来水公司が給水を行うが、形式を閘北水電廠の代理とし

ての給水とする措置がとられ、この代理給水の分も、「間接的な給水」に含まれていた可能性もある。代理給水の詳細については、「商辦閘北水電股份有限公司第八届業務報告 民国二十年度」内に記事がある。「本公司（閘北水電廠）が給水を始める以前は、閘北と引翔の両区内、及び滬東の越界築路一帯では、共同租界から越界して給水を受ける所がとても多かった。民国十七年より本公司は東寶路に12インチの幹線水道管を一条設置し、それは北四川路を通過して狄思威路と天同路に達した。十八年には水道管は天同路から延長して引翔路に至った。十九年には再び翔殷路から東体育路と欧陽路を経由して天同路に達し、また20インチの水道管を設置しいたことにより、水道の水力が管の両端で充分になった。ここにおいてこれらの地域の、共同租界から給水を受けていた住戸は次第に自ずから本公司の給水を受けるようになった。そして租界水公司（上海自来水公司）はまた、越界築路に名を借りて給水していた非を覚悟し、越界築路における給水を全て本公司に移交し、本公司がこの地域で給水を継続するという、本公司からの提議を受諾した。ただ、この地域の水道の原有設備については、上海自来水公司は相応の代価を求めている。そして、越界築路の両側で給水する者は、該路の道路管理権に基づいて行うという、本来の問題はなお未解決である。暫くは上海自来水公司が本公司の代理人の名義にて給水を継続し、本公司が直接給水できるようになった時点でこれを止めることにする。並びに、この代理給水の収入中、10パーセントを本公司の収入に帰す。」[23] このように閘北地域における給水事業については閘北側と共同租界側との間で対立、促成、協調といった様々な面が見出せる。）

閘北にとって共同租界とは、租界内での公共事業や、公共事業を通じて租界を拡張する動きを通じて、清末以前から綿々と続いてきた、紳商層による地域管理の役割を刺激し、[24] これを衛生事業や水道事業、道路整備といった新たな段階へと導く役割を果たした。しかし、一方では共同租界は、権益の維持や租界拡張への動きを盾にして、閘北の自治的な市政、都市建設を阻害する役割をも果たした。閘北地域以外の上海の中国側地域におい

---

23 「商辦閘北水電股份有限公司第八届業務報告 民国二十年度」より
「本公司接辦以前，閘北與引翔両区内及滬東越界築路一帯，向租界水公司越界給水之処甚多。自十七年本公司於東寶路添設十二吋幹管一条，通過北四川路以達狄思威路天同路。十八年自天同路延長至引翔路。十九年復自翔殷路経東体育路欧陽路以達天同路，添設二十吋幹管，俾両端得以溝通水力充暢。於是該処住戸向用租界水者逐漸自動改用本公司之水。而租界水公司亦覚悟其往日憑藉越界築路給水之非，乃接受本公司提議願将越界給水全部移交本公司継続供給。惟於原有設備要求給以相当代価。其在越界築路両旁給水者則以該路路権本身問題尚未解決，暫由該公司以本公司代理人名義継続供給，至本公司能直接給水時為止。並於此項毛収入中提取百分之十画帰本公司所有。」

24 上海を含む江南地帯における、紳商層の地域管理については、在地の有力者による地域管理と言う面では清代以前から続いている。清代の上海県について言えば、同治年間には紳商層による地域管理の一端を示す記事がある。（『上海縣続志』巻五、水道下の、「同治十年二月，塘橋鎮

ても、租界側は中国側地域の都市整備に際して、促進と抑制を伴う一種の二律背反的な役割を果したと考えられるが、共同租界側と主権を巡っての摩擦が大きかった閘北地域では、特にそうした傾向が顕著であったと考えられる。都市としての閘北の新たな特徴が形作られていく際には、常に共同租界の存在が背後にあったのである。

（神戸大学大学院文化学研究科 東洋史学専攻）

商民濬張家浜。」や、「（同治十年：筆者註）十月，二十二保民濬莊家溝。」）

また、道光年間以降の江南地方における郷董制、董事制の発達や、また江南において清中期以降に、同郷・同業団体である会館・公所の「董事」が水利事業などの公共事業に組み込まれていく事については、大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、1991年。pp.231-239.を参照。